平成30年度

公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 監 査

結果 報告書

智 頭 町 監 査 委 員

平成30年度 公の施設の指定管理者監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の実施日

平成30年12月25日(書類監查·実地監查)

第3 監査の対象

公の施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間	所	管	課
智頭町農業団地センター	鳥取いなば農業協同組合	平成30年4月1日~ 平成33年3月31日	山木	寸再 匀	上 課

第4 監査の内容

1 監査の範囲

平成29年度及び平成30年度において執行された、公の施設の管理・運営、経理状況及び所管課の指導・監督に係る事務

2 監査の項目及び着眼点

【所管課関係】

- ①公の施設の管理を行わせている団体の指定は、法令、条例等に根拠をおいているか。
- ②指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④協定書等には、必要な事項が適正に記載されているか。
- ⑤管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- ⑥業務履行確認は業務報告書等により適切になされているか。
- ⑦指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

【指定管理者関係】

- ①施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- ②協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ③利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ④公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑤公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適正になされているか。
- ⑥公の施設の管理に係る各種諸規定は整備されているか。
- ⑦利用促進のための努力はなされているか。

3 監査の方法

指定管理者及び所管課から事前に関係資料、証拠書類等の提出を求め、監査の着眼点に 沿って書面及び現地調査を行い、関係職員から内容を聴取し監査を実施した。

第5 監査の結果

監査した結果、基本協定書等に係る契約事務及び施設の管理運営、関連する事務事業は、 総じて適正に行われていると認められたが、一部に改善、検討及び注意を要する事項が見受 けられたので、それぞれ必要な措置を講じ適正な処理に努められたい。

また、「個別事項について」に記述した指摘事項(改善・検討)について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告願います。

なお、指摘事項については、次の区分によるものである。

- ・「改善」(改善が必要なもの)
 - ア 法令、条例、規則等に明らかに違反しているもの
 - イ 予算を目的外に支出しているもの
 - ウ 不経済な行為又は損害を生じているもの
 - エ 収入確保上や経済性に欠ける執行が明白で改善を要するもの
 - オ その他著しく不適切又は妥当性を欠くもの
- 「検討」(検討を要するもの)
 - ア 事務の処理方法の統一など各部局間の調整を要するもの
 - イ 予算措置上又は制度上の不備で検討を要するもの
- 「注意」(注意すべきもの)
 - ア 事務処理の記載誤り、記載漏れなどの軽易な誤りのもの
 - イ その他今後の事務処理に当たり、留意すべきもの

1 共通事項について(指定管理者・所管課)

指定管理者制度の運用においては、指定管理者には、協定書及び仕様書に基づき実施した 事業結果を町に報告することが義務付けられ、町には、その内容を調査・確認することによ り、協定内容が適正に履行されていることを検証し、改善の必要が認められる場合には、適 切な指示を行うことが求められている。

指定管理関係の書類を確認したところ、指定管理者の報告及び町の確認の履行義務については、条例、協定書等に違反していると認められる事例が多く見受けられたので、条例・協定書等の規定に沿った適正な事務処理をされたい。

2 個別事項について

(1) 所管課に関する事項

【改善】

①智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例(以下「管理条例」という。)第3条では、智頭町農業団地センター運営委員会(委員会は15人以内)を設置することとされているが、運営委員会は設置されていない。指定管理者と協議のうえ、「管理条例」の規定に沿った適正な対応をされたい。

②智頭町農業団地センター指定管理者協定書〈基本協定書〉(以下「基本協定書」という。)第6条では、指定管理者は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならないと定められているが、備品の廃棄や追加が「基本協定書」の貸与備品一覧表に反映されていないものが見受けられた。貸与備品の管理については、指定管理者は常に良好な状態で保全し、所管課はこれを定期的にチェックすることが必要である。そのためには、備品台帳を整備し、適切な管理、チェック体制を確立する必要がある。「基本協定書」等の規定に沿った適切な指導・監督をされたい。

③「基本協定書」第5章の指定管理者の業務実施に係る「町の確認事項」において、第18条では、指定管理者は各年度の2月末までに、翌年度の事業計画書を提出し、町の確認を得なければならないと定められているが、指定管理者の提出及び町の確認がなされていない。また、第20条では、智頭町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例(以下「手続条例」という。)第8条の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を作成し提出しなければならないと定められているが、指定管理者の提出及び町の確認がなされていない。業務実施状況の確認が不十分であり、「手続条例」及び「基本協定書」の規定に沿った適切な指導・監督をされたい。

【検討】

- ①「管理条例」第2条の(設置)については、「地域の農業振興を促進するため」と記載されているが、「基本協定書」第2条の(指定管理者の指定の意義)については、「地域住民の福祉の一層の増進を図る」と記載されており、書類間の整合が図られていない。「基本協定書」の規定の見直しを検討されたい。
- ②公の施設の管理においては、事故や施設の損傷など様々なリスクが発生する可能性があるため、リスク発生時に迅速で適切な対応が行えるよう、町と指定管理者との間で事前に想定されるリスク分担を定め、協定書等へのリスク分担の詳細内容を明示することが重要である。

しかし、リスク分担については「基本協定書」に資料(別紙3)として添付されているの みで、条項で規定されていない。「基本協定書」の規定の見直しを検討されたい。

③翌年度の事業計画書の提出期限は、「基本協定書」第18条では、各年度の2月末までとなっているが、智頭町農業団地センター指定管理者協定書〈年度協定書〉(以下「年度協定書」という。)の委託業務仕様書では、毎年度12月末までとなっている。書類間の整合が図られていない。「基本協定書」等の規定の見直しを検討されたい。

【注意】

- ①所管課の指導、監督のあり方について、不十分な点が多く見受けられた。基本協定書等に 規定されている書類は、指定管理者が行う施設の管理運営状況を把握し、その内容を分析 し、検証したうえで改善するため、また指定管理料の積算や算定などにも大変重要な資料と なる。今後指定管理者とも再確認のうえ、所管課において提出された書類の内容確認を十分 行い、必要に応じて現地での確認を行うなど、より適切な指導・監督をされたい。
- ②指定管理料の算定基礎となる平成30年度の指定申請書の収支計画書で、施設維持管理費1,420千円のうち、修繕に係る経費のうち、1件3万円未満のものは指定管理者の負担となっているものの、施設修繕料254千円、保守修繕料200千円を計上している。また、「基本協定書」第27条では、(保険)に関して、火災保険は町が、賠償責任保険は指定管理者がそれぞれ加入しなければならないとなっているが、指定管理者が提出している平成29年度の経費内訳で、団体建物火災共済(24,504円)及び賠償責任保険(7,900円)を町の按分金額として計上している。施設維持管理費の内訳について十分精査されたい。

- ③指定管理者に対し、「基本協定書」第15条では、緊急時の対応マニュアルの作成、「年度協定書」の委託業務仕様書では、管理規定の設置、毎月の収入支出状況を明らかにする試算表の四半期ごとの作成がそれぞれ義務付けられているが、いずれも履行されていない。「基本協定書」等の規定に沿った適切な指導・監督をされたい。
- ④「年度協定書」の委託業務仕様書において、管理業務に関する事項の5では、自動販売機の設置について記載されている。しかし、条例で定めている業務以外で使用する場合(自動販売機の設置・売店等)は、行政財産使用許可の部分に関する業務として記載すべきである。

指定管理者と交わす委託業務仕様書には業務内容を把握し、実用にあった記載となるよう 努めて頂きたい。

(2) 智頭町農業団地センターに関する事項

【改善】

①指定管理者制度のもとでは、効果的、効率的な施設運営を実現するため、「管理条例」第 11条に定めることにより、使用許可を指定管理者に行わせることが可能となっている。ただ し、使用料の減免については、権限は法令により町長のみが行うことが出来る権限とされて いるため、指定管理者に行わせることは出来ない。

智頭町農業センターの管理及び運営に関する規則第7条では、「管理条例」第12条による 使用料の減免は、智頭町行政財産等使用料減免規則に定めるところによるとなっており、使 用料の減免を受けようとする者は、当該施設に関する規則等に規定された様式により、指定 管理者に申請しなければならないとなっている。しかし、現状は、減免申請の手続きがなさ れていない。条例及び規則に沿った適切な事務処理をされたい。

- ②「基本協定書」第6条では、指定管理者は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならないと定められているが、備品の廃棄や追加が「基本協定書」の管理備品一覧表に反映されていないものが見受けられた。貸与備品の管理については、定期的に在庫確認を行う等、備品台帳を整理し、備品台帳で備品数が把握できるよう適正な管理を行われたい。町が貸与した備品等は町の所有に帰属することから、備品管理には万全を期されたい。
- ③「基本協定書」第15条では、緊急時の対応マニュアルの作成、「年度協定書」の委託業務 仕様書では、管理規定の設置及び収支状況を明らかにするため試算表の四半期ごとの作成が それぞれ指定管理者に義務付けられているが、いずれも履行されていない。「基本協定書」 等の規定に沿った適正な事務処理を行われたい。
- ④「基本協定書」第18条では、翌年度の事業計画書を各年度の2月末までに提出し、町の確認を得なければならないと定められているが、提出されていない。また、第20条では、「手続条例」第8条の規定に基づき、毎年度終了後30日以内に事業報告書を作成し、提出しなければならないと定められているが、提出されていない。経営管理業務が不十分であることから、「手続条例」及び「基本協定書」の規定に沿った適正な事務処理をされたい。

【注意】

①「管理条例」の別表では、利用料の算定について、「1時間未満は、1時間とみなす」となっているが、30分単位で計算されている。「管理条例」の規定に沿った適正な事務処理をされたい。

第6 指定管理者の概要

区分	内容
佐乳タエバボナル	智頭町農業団地センター
施設名及び所在地	智頭町大字智頭2052番地1
指定管理者の指定方法	指名指定
指定管理者	鳥取いなば農業協同組合
指定管理期間	平成30年4月1日~平成33年3月31日
指定管理料	総 額 4,191,112円 (消費税込み)
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成30年度 1,380,000円 (消費税込み)
利用料金制の有無	有り
議会の議決	平成30年3月19日
施設の利用実績	年間利用者数 平成29年度 1,635人
	収 入 1,450,260円
平成29年度収支決算 (農業団地センター)	支 出 1,602,079円
(成本国地 こ)	収 支 △151,819円
	構造等 鉄筋コンクリート造
	敷地面積 427.27 m²
建物の概要	建築面積 557.92㎡
	施設内容 農産加工研修室 生産組織会議室
	営農研修室 営農推進室

(1) 設置(「管理条例」第2条)

智頭町農業の体質改善を図り、地域の農業振興を促進するため、農家及び関係団体等が協議し、研修し、研究実践するため多目的な機能を有する総合的な施設として設置する。

(2) 指定管理者が行う業務(「基本協定書」第8条)

- ①施設の利用許可に関する業務
- ②施設の建物及び設備の維持管理に関する業務
- ③その他施設の運営に関する業務のうち智頭町が必要と認める業務

(3) 過去5年間の利用者数及び利用料の推移 (単位:人、円)

<u> </u>								_		
	区		分		30年度 4月~9月	29年度	28年度	27年度	26年度	
農	業再	生	協議	会	126	328	457	273	404	※ 1
山	村	再	生	課	8	221	80	10	20	
智	頭		急	行	58	216	309	604	295	
JA	智	頭	支	店	338	507	649	481	577	※ 2
智	頭町	観	光協	会	60	80	60	100	0	
そ	(の		他	21	283	488	472	475	
利	用者	娄	女 合	計	611	1,635	2,043	1,940	1,771	

利 用 料 合 計 8,200 70,260 63,330 61,850 78,850

- ※1 智頭町農業再生協議会事務局が農業団地センターに入居
- ※2 JA智頭支店には各部会等の利用者数を含む 利用者数は例年、10月以降、増加傾向にある